

「（仮称）石川県における水資源の供給源としての 森林の保全に関する条例（案）」について

1 条例の内容

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 県の責務、土地所有者等の責務、県民の責務
- (4) 市町との連携等
- (5) 土地所有者等に関する権利の移転等の届出
- (6) 市町長への通知等
- (7) 報告の徴収及び立入調査等
- (8) 助言
- (9) 勧告
- (10) 公表
- (11) 市町条例との関係
- (12) 規則への委任
- (13) 罰則

(1) 目的

- ・水資源の供給源としての森林の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林の土地の所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵養機能の維持に寄与することを目的とします。

(2) 定義

- ・この条例で「森林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に定める地域森林計画の対象となっている民有林とします。
- ・この条例で「土地所有者等」とは、県内に存する森林の土地について、所有権若しくは地上権、地役権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有する者とします。

(3) 県の責務、土地所有者等の責務、県民の責務

- ・県は、水資源の供給源としての森林の保全に関する施策を効果的に推進するよう

努めます。

- ・土地所有者等は、その土地に関する権利を有する森林の適正な管理経営を行うことにより、森林の有する水源涵養機能の維持増進に努めることとします。
- ・県民は、水資源の供給源としての森林の保全の重要性に関する理解を深め、自らこれに努めるとともに、県及び市町が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めることとします。

(4) 市町との連携等

- ・県は、水資源の供給源としての森林の保全を推進する上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が行う地域の実情に応じた森林の保全に関する取組に対して連携協力します。
- ・県は、水資源の供給源としての森林の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対し必要な協力を要請します。

(5) 土地所有者等に関する権利の移転等の届出

- ・土地所有者等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合は、契約を締結しようとする日の30日前までに、契約当事者や土地の所在、売買後の土地の利用目的等を知事に届け出なければなりません。

※このほか、売買が行われる前に届出内容の変更があった場合の届出変更についても規定します。

※土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体等の場合には適用しません。

(6) 市町長への通知等

- ・知事は、土地所有者等に関する権利の移転等の届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町長に通知します。
- ・知事は、必要があると認めるときは、届出に係る土地の利用に関し、当該市町長に意見を求めることができます。

(7) 報告の徴収及び立入調査等

- ・知事は、この条例の施行に必要な場合は、届出者（売主）に対し、報告を求めることができます。
- ・知事は、職員に立入調査、関係者への質問をさせることができます。

(8) 助言

- ・知事は、届出者（売主）に対し、当該届出に係る土地の利用について、水資源の供給源としての森林の保全を図るために必要な助言を行います。
- ・届出者は、助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転又は設定を

受けようとする者（買主）に助言の内容を伝達します。

(9) 勸告

・知事は、土地所有者等が（7）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勸告することができます。

(10) 公表

・知事は、土地所有者等が（5）の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、（9）の勸告を受けた者が当該勸告に従わなかったとき、その旨を公表することができます。

(11) 市町条例との関係

・この条例と同等以上の効果が期待できる市町条例がある場合は、この条例の該当する規定については適用しません。

(12) 規則への委任

・規則で届出様式等を定めます。

(13) 罰則

・知事は、土地所有者等が（5）の届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、5万円以下の過料を科します。

2 施行日（予定）

- ・条例の施行は平成25年4月1日（予定）
- ・事前届出制については平成25年10月1日から施行（予定）